

京都市告示第594号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の25第4項の規定により、指定特定相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和5年1月12日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社KM Cライフ	計画相談支援	相談支援事業所 アットすまいる 2630681324	京都市左京区川 端二条東入る新 車屋町157不 二ビル1F	令和4年12月31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)